

●建築基準法上の道路について

道路種別	内容
1号道路 (第42条第1項第1号)	道路法による道路(国道・県道・町道(認定道路))
2号道路 (第42条第1項第2号)	都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路
3号道路(既存道路) (第42条第1項第3号)	建築基準法の集団規定が適用された時にすでにあった道路
4号道路(計画道路) (第42条第1項第4号)	都市計画法・土地区画整理法・都市再開発法等で2年以内に事業が行われるものとして特定行政庁が指定したもの
5号道路(位置指定道路) (第42条第1項第5号)	特定行政庁が位置指定をした4m以上の私道
2項道路(みなし道路) (第42条第2項)	建築基準法の集団規定が適用された時、すでに建築物が立ち並んでいた幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したもの
3項道路 (第42条第3項)	土地の状況により将来的に拡張困難な2項道路の境界線の位置を中心線より1. 3.5m以上2m未満に緩和を指定したもの。ただし、がけ地などは2. 7m以上4m未満とする。
予定道路 (第68条の7第1項)	道の配置・規模が定められた地区計画等の区域内において、予定道路に指定されたもの